

公益財団法人 日伊音楽協会

理事、監事及び評議員に対する報酬規定

第 1 条

公益財団法人日伊音楽協会定款第 12 条及び第 28 条の規定により、この法人の理事、監事及び評議員は無報酬とする。

附則

この規定は、この協会の設立登記の日（2013 年 5 月 21 日）から施行する。